

津波注意報・津波(大津波)警報への対応について

令和5年4月11日
掛川市教育委員会

津波注意報・津波(大津波)警報発表時において、学校は下記のとおり対応することとします。

記

1 「津波注意報 発表時における」学習活動の可否・登下校時刻等の対応について

基本的には、平常通りの学習活動や登下校とする。いつでも避難できる準備を整えておいたり、情報を収集しておいたりする。

2 「津波(大津波)警報 発表時における」学習活動の可否・登下校時刻等の対応について

活動時間帯	対応の内容
(1) 学校活動時間外の対応(学校の休業日や登校前)	ア 津波(大津波)警報が発せられた段階で、登校させない。 イ 津波(大津波)警報が解除され、周囲の状況等の安全が確保された段階で登校させる。
(2) 学校活動時間内の対応	ア 津波(大津波)警報が発せられた段階で、学習活動を停止し、学校防災計画にしたがって、児童生徒を避難場所に迅速かつ安全に避難させることを基本とする。 イ 津波(大津波)警報が解除され、周囲の状況等の安全が確保された段階で、平常通りの活動を再開する。 ウ 終業時刻以降も津波(大津波)警報が解除されない場合は、 <u>児童生徒を避難場所に留め置く。</u> エ 保護者に迎えに来てもらう場合は、津波(大津波)警報が解除された段階とする。 オ 保護者の迎えが来ない場合や児童生徒の家の安全が確保できないときは、 <u>避難場所に留め置く。</u>
(3) 登校中・下校中の対応	ア 津波(大津波)警報が発せられた段階で、現在いる場所から最も近い緊急避難建物や高台に避難をする。学校や家庭で、登下校中に避難する緊急避難建物や高台を確認しておく。 イ 津波(大津波)警報が解除されない場合は、児童生徒は緊急避難建物や高台に待機する。 ウ 保護者に迎えに来てもらう場合は、津波(大津波)警報が解除された段階とする。 エ 保護者の迎えが来ない場合や児童生徒の家の安全が確保できないときは、 <u>緊急避難建物や高台に待機する。</u>

※上記の(2)ウエオ、(3)の対応は、静岡県第4次地震被害想定における「津波浸水域在住の児童生徒、保護者」を対象とすることを基本とする。

台風等による気象情報等への対応について

令和 5 年 4 月 11 日
掛川市教育委員会

1 掛川市に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報が発表された場合

(1) 登校前時（在宅時）

台風等の気象情報	家庭の対応
登校前に特別警報が発表された場合	自宅待機とする。 (判断時刻は各校で設定する。)
午前 10 時までに特別警報が解除された場合 【 <u>引き続き警報が発表されている場合は 2</u> 】	解除された時点で登校する。
午前 10 時の段階で特別警報が引き続き出ている場合	休校とする。

(2) 在校時

台風等の気象情報	学校の対応
登校後に特別警報が発表された場合	平常通り授業を行うことを原則とし、気象情報に注意する。
気象状況により、特別警報が出されることが予想される場合	各中学校区の小中（必要に応じて保、幼、幼保も）で連絡をとりながら、校長の判断により、安全を確保し、早めに下校させる。

(3) 下校時

台風等の気象情報	学校の対応
終業時刻以前に特別警報が解除された場合 【 <u>引き続き警報が発表されている場合は 2</u> 】	安全を確認し、下校させる。
終業時刻以降も特別警報が解除されない場合	安全第一を考え、原則として学校待機とし、保護者に引き渡す。

2 掛川市に暴風警報、大雨警報が発表された場合

(1) 登校前時（在宅時）

台風等の気象情報	家庭の対応
登校前に <u>両方の警報</u> が発表された場合	自宅待機とする。 (判断時刻は各校で設定する。)
午前 10 時までに <u>どちらかの警報</u> が解除された場合	解除された時点で登校する。
午前 10 時の段階で <u>両方の警報</u> が引き続き出ている場合	休校とする。

(2) 在校時

台風等の気象情報	学校の対応
登校後に <u>両方の警報</u> が発表された場合	平常通り授業を行うことを原則とし、台風等の気象情報に注意する。
気象状況により、 <u>両方の警報</u> が出ることが予想される場合	各中学校区の小中（必要に応じて保、幼、幼保も）で連絡を取りながら、校長の判断により、安全を確保し、早めに下校させる。

(3) 下校時

台風等の気象情報	学校の対応
終業時刻以前に <u>どちらかの解除</u> がされた場合	安全を確認し、下校させる。
終業時刻以降も <u>両方の警報</u> が解除されない場合	安全第一を考え、「学校待機とし、保護者に引き渡す」「教師引率による集団下校」等の対応をする。

3 1、2 以外の緊急時の場合

(1) ①暴風警報、大雨警報のどちらか 1 つの場合、②暴風警報、大雨警報以外の警報が発表されている場合などで危険が想定される場合

「掛川市立小学校及び中学校の管理規則」第 5 条に基づき、校長の判断により、適切な対応をする。この際、「**各中学校区の小中学校で統一する**」「必要に応じて保・幼・こども園等と調整を図る」「速やかに教育委員会に報告する」「給食の対応をする」を基本とする。

※ 1、2、3 すべてにおいて、市教育委員会が市校長会と協議により対応を決定する場合もある。

※ 気象警報が上記基準に達していなくても、市から市民に対して「**高齢者等避難**」「**避難指示**」が発令された場合の対応は次頁のとおりとする。

(2) 学区内の行政区に「高齢者等避難」「避難指示」が発令された場合の対応

	高齢者等避難	避難指示
登校前	自宅待機	
	○午前 10 時までに解除された場合 ①気象情報が発表されている→上記 1（1）または 2（1）のとおり。 ②気象情報が発表されていない→解除された時点で登校。 ○午前 10 時までに解除されない場合は休校	
在校時	保護者への引渡し または、安全を確保して早めに下校	学校内にて待機

【参考】拘束力（右側ほど強い） 【高齢者等避難】＜【避難指示】＜【緊急安全確保】

○高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況で、市町村長から避難に時間のかかる高齢者、障がいのある人などや避難支援者等に対して発令され、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。また、それ以外の方についても情報収集に努め、避難に備えるタイミングとなる。

○避難指示

災害が発生するおそれが高い状況で、市町村長から災害リスクのある区域等の居住者等に対して発令され、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

○緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、市町村長からいまだ危険な場所にいる居住者等に対して発令され、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況をその市町村が必ず把握することができるとは限らない等のことから、本情報は必ず市町村長から発令される情報ではない。